

## 大熊町知の集結に資する学びの場の形成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 東日本大震災後、大熊町では、廃炉作業を始めとする原子力災害の収束、長期にわたる避難指示、町民コミュニティの分断、行政機能の分散、開始時期が未定の学校教育など、解決が困難な社会課題が山積している。これらの解決にむけては、様々な分野の知恵を集め柔軟かつ斬新な発想のもとで、新たな挑戦を行っていく必要がある。このため、様々な分野の研究者・技術者、専門家、学生等が集い、実在する社会課題に対する意見交換等を通して新しい技術や仕組みを創出し、もって町の復興の加速化につなげるよう支援するため、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(補助対象者)

第2条

大熊町の復興の加速化を目的とした調査・研究活動を行い、その結果を提案として取りまとめ、町に報告できる法人及び団体。

(補助対象事業)

第3条 補助金は、次の各号に定める事業を行う場合に交付する。

- (1) 課題等の調査にかかる事業
- (2) 意見交換等にかかる事業
- (3) 前各号に掲げる調査等を三か月以上にわたり継続的に実施する事業
- (4) 前各号に掲げるもののほか町長が特に必要と認める事業
- (5) 前各号の補助対象事業に係る事業対象経費は別表1に掲げるものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受け入れようとするときは、補助金交付申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助事業に係る収支予算書(様式第2号)
- (2) 補助事業に係る事業計画書(様式第3号)

(補助金の審査及び交付決定)

第5条 町長は、補助金の交付申請があった時は、庁内に組織する大熊町知の集結に資する学びの場の形成事業補助金審査委員会において審査を行い、町の復旧・復興に大きく寄与し補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付を決定する。

(補助金の交付条件)

第6条 町長は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- (1) 補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分を変更しようとする場合においては、速やかに町長の承認を受けるべきこと。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、速やかに町長の承認

をけるべきこと。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに町長に報告してその指示を受けるべきこと。

(4) 補助事業の完了により、相当の余剰金が生ずると認められる場合においては、当該補助金の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部または一部に相当する金額を町返還すべきこと。

(5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運営を図るべきこと。

(変更の承認申請)

第7条 前条第1項第1号及び第2号の規定に基づき町長の承認を受けようとする場合は、事業変更計画(中止・廃止)承認申請書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請があった場合において、町長がこれを適当と認めるときは、当該申請をした者に対して事業変更(中止・廃止)承認通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(決定の通知)

第8条 町長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合はその条件を、補助金の交付をした者に補助金交付決定通知書(様式第6号)により通知する。

(補助金の請求及び支出)

第9条 補助金の支出は、補助金の交付決定後、補助金の交付の決定を受けた者の請求により行うものとする。

2 補助金の交付の決定を受けた者が補助金の請求をしようとするときは、補助金交付請求書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

3 町長は、事業の促進上特に必要があると認めた場合においては、前項の規定にかかわらず当該補助金の前金払又は概算払をすることができる。この場合において、町長に提出する請求書は、大熊町知の集結に資する学びの場の形成事業補助金(前金・概算)払請求書(様式第8号)とする。

(実績報告)

第10条 補助金交付の決定通知を受けた者が当該事業を完了したときは、その成果を記載した実績報告書(様式第9号)に、次に掲げる書類を添えて当該事業完了の日(第5条第1項及び第2号の規定により、町長の承認を受けた場合には、当該承認を受けた日)後15日以内に提出しなければならない。

(1) 事業実績報告書(様式第10号)

(2) 収支清算書(様式第11号)

2 補助金交付の決定通知を受けたものが、実績報告等を提出し当該事業を完了した際は、

町に対し成果報告会を開催すること。

(補助金交付決定の取消し)

第 11 条 町長は、補助を受けた者が補助金を他の用途に使用し、その他補助事業に関して交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこれに基づく町長の指示もしくは命令に違反したときは、当該補助金の工具の決定の全部または一部を取り消すことができる。

2 前項の規定による通知は、交付決定取消通知書(様式第 12 号)によるものとし、違反の事実があった場合、速やかに行わなければならない。

(補助金の返還)

第 12 条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、当該補助金の返還を命ずるものとする。

2 前項の規定による命令は、補助金返還命令書(様式第 13 号)によるものとし、前条と同時におこなわなければならない。

(書類の提出)

第 13 条 町長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、必要があるときは、補助金の交付の決定を受けた者に対し、この要綱に定める書類のほか、必要な書類の提出を求めることができる。

(他の交付金規則等との関係)

第 14 条 大熊町知の集結に資する学びの場の形成事業補助金の交付に関する手続きは、当該補助金の公益性及び補助金交付の決定通知を受けた者の事業の利便性を考慮し、専らこの要綱によりおこなうものとし、ほかの交付金規則等の規定は適用しない。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(施行期日)

この告示は、令和元年 11 月 1 日から施行する。